

相続人からの 自己株式取得など

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 13

【要約】

今年6月29日に「会社法」が成立し、7月26日に公布された。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

会社にとって好ましくない者が株主にならないようにするために、株式の譲渡制限の制度が存在する。

しかしながら、株主に相続などがあったような場合については、機能しない。

そこで、会社法では、相続等があった場合に会社が株式を引き取る方法を用意した。

1. 相続等があった場合に会社が株式を引き取る方法

株式会社にとって好ましくない者が株主にならないようにするために、会社法は、譲渡による取得について会社の承認を要するとする「株式の譲渡制限」の仕組みを用意している（会社法 107 条、108 条）。

現行商法にも同様の制度があり、未上場会社が利用しているところである。

しかしながら、相続があったような場合については、機能しない。

そこで、会社法は、相続等があった場合に会社が株式を引き取る方法を、用意している。次の 2 つである。

相続人等からの合意に基づく自己株式の取得（会社法 162）

相続人等に対する売渡しの請求（会社法 174 条）

2.2つの方法の対比

前記の2つの方法を対比すると次の表のとおりである

	相続人等からの合意に基づく 自己株式の取得(会社法 162 条)	相続人等に対する売渡しの請 求(会社法 174 条)
対象会社	公開会社 ^(*1) でない株式会社	公開会社でない株式会社 + 公開会社であるが、譲渡制限株 式 ^(*2) の存在する株式会社 ^(* 3)
対象株式	譲渡制限株式	譲渡制限株式
取得についての合意が必要か	必要	不要 会社から相続人等に売渡しを 請求できる
価格	協議	協議 or 裁判所に対する申立て
定款の定め	不要	必要
取得ごとに株主総会は必要か	必要	必要
利用可能な期間	会社法上、期間の規定なし ただし、相続人等が株主総会等 で議決権行使した場合は、利用 不可能となる	相続等の一般承継があってから 1 年以内
財源規制	あり(会社法 461 条)	あり(会社法 461 条)

(出所) 大和総研制度調査部作成

(*1) 「公開会社」とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社のことである(会社法 2 条 5 号)。つまり、譲渡制限のない株式が存在する株式会社のことである。

(*2) 「譲渡制限株式」とは、会社法では、「株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式をいう。」と定義されている。つまり会社法の譲渡制限がついた株式のこと。

(*3) 上場会社のいわゆる種類株式について利用できる可能性があると思われる。

3 . その他の注目点

前記の方法は両方とも、株主に相続があった場合に限定していない。

一般承継全般を対象としている。一般承継には、相続以外に、合併や会社分割などが含まれている。

それゆえ、**株主に合併が起こった場合などにも利用できよう**^(注)。

(注) 以下の書籍参照。

- ・相澤哲(法務省大臣官房参事官)編著「一問一答 新・会社法」(商事法務、2005)の47ページ参照。
- ・鳥飼重和(弁護士)他著「非公開会社のための新会社法」(商事法務、2005)の125～131ページ参照。